

保育時間、入園年齢の違い

保育時間は、幼稚園は4時間、保育所は8時間が標準です。近年では、保育時間外の「預かり保育」「早朝・延長保育」を実施している幼稚園、保育所が多くあります。

幼稚園には満3歳（誕生日を迎えて満3歳になった幼児）から入所できます。ただし、地域や園の方針により、幼稚園によっては、2年保育（4・5歳児のみ入所）や1年保育（5歳児のみ入所）しか行っていない園もあります。また、保育所に入所できるのは、保護者の就労や病気などの理由で「保育を必要とする」0歳から就学前の5歳児（誕生日を迎えると満6歳）までです。

設置資格、保育者資格

幼稚園は、国・地方公共団体および学校法人等が設置者となります。一方、保育所を設置できるのは、地方公共団体および社会福祉法人等であることが原則です。しかし、近年では、「保育の市場化」^{*}により、営利法人や学校法人等による設置も認められるようになりました。

幼稚園の保育内容とその基準は「幼稚園教育要領」、保育所では「保育所保育指針」において定められています。幼稚園教諭には「幼稚園教諭普通免許状」が、保育所の保育士には「保育士資格」が必要です。

近年、幼稚園と保育所の機能の一体化（幼保一元化）や、幼稚園と保育所の施設共用化（幼保一体化）などが積極的に進められ、2006（平成18）年10月より「認定こども園」^{**}が設けられました。

また2010（平成22）年6月には、政府の「子ども・子育て新システム検討会議」が幼稚園、保育園、認定こども園を「こども園」^{***}に一体化することを公表し、さらに同年11月に素案が明らかになりました。当初は幼稚園と保育所の制度廃止を前提に、すべてを「こども園」に統合する案を打ち出していましたが、関係者の反発が強いため、幼稚園、保育所を残す「残存案」など5つの案を示しました。その後、子ども・子育て関連3法案^{****}が2012（平成24）年に可決・成立し、消費税が8%に引き上げられた2015（平成27）年4月に本格施行されました。新たに誕生した認定こども園は、2021（令和3）年4月1日現在で8,585園設置されています。

このように、基本となる概念に違いはありますが、幼稚園実習・保育所実習では、保育の現場で日々幼児とどのように接したらよいのかを実践的に学びます。幼稚園・保育所・認定こども園の実習については、本書のPart 4にくわしく書かれていますので、熟読して準備を進めましょう。

* 社会福祉に対する規制緩和のもと、保育所の運営主体として営利法人が認められるようになった。

** 就学前の児童の教育・保育を一体的に行う機能と、地域の子育て支援の実施機能とを備えた施設。幼稚園の入所児が少ない一方で、都市部の保育所では待機児童が多いという実態を解消するため、保育所と幼稚園両方の機能をもつ施設として設置された。しかし、所管が厚労省と文科省とに分かれていたこと、また施設の目的も「親の就労支援」「幼児教育」と異なっていたため、当初は政府が目標としていた2,000園には届かなかった。なお、2023（令和5）年度より認定こども園は保育所とともに「こども家庭庁」の所管となる（24ページコラム参照）。

*** 保育所、幼稚園、認定こども園を一体化しようとした施設。2013（平成25）年から実施する予定であったが、見送られた。

**** 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（195ページ参照）

コラム④

アスペルガー症候群とそのほかの発達障害との違いは？

アスペルガー症候群とそのほかの発達障害との大きな違いは、主に「言葉」です。アスペルガー症候群は「言葉が達者な自閉症」などといわれ、知的な遅れはほとんど見られません。

また、アスペルガー症候群児の一部には「多動」が見られるため、注意欠陥多動性障害（AD/HD）児と間違われることがあります。こちらの大きな違いは「対人関係」にあります。AD/HD児は友人関係が良好ですが、多動をともなうアスペルガー症候群児は、人間関係を上手に構築する手立てがわからず、集団になじめず孤立することが少なくありません。他人の言葉に過剰反応したり、決まりが守れずトラブルを起こすこともあります。

また学習障害（LD）との違いは、LD児は字の読みとりが稚拙ですが、アスペルガー症候群児は文章をスラスラと読めます（ただし、意味を把握していません）。つまり、アスペルガー症候群は、言葉の発達や知的な遅れが少なく、むずかしい言葉でもスラスラと話せることがなどから、幼児期には発見しにくい障害の1つとなっています。

コラム

「こども家庭庁」がスタート

2023年（令和5）年4月から「こども家庭庁」がスタートしました。同庁は、これまで主に厚生労働省と内閣府が主導してきた少子化対策、児童虐待防止、子育て支援、子どもの貧困対策など、幅広い分野の課題を一元化して受け持ち、保育所と認定こども園を所管します（幼稚園は引き続き文部科学省の管轄）。

こども家庭庁の基本理念には、国連が1989年に採択した「児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）」が規定する「子どもの最善の利益の尊重」があり、新たに国内法としてこれを定めた「こども基本法」も同時に施行されました。

【こども家庭庁の任務】

こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向か、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの視点に立って、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。

資料) 内閣官房「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」2021より

1) 養護系

養護系の施設とは、「乳児院」「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童自立支援施設」「児童心理治療施設」など、主に家庭環境上、養護を必要とする子どもたちが利用する施設をさします。

乳児院を除き、養護系の施設は原則18歳までの子どもが入所しており、利用している年齢に幅があります。そのため、乳幼児期から思春期までの子どもたちのそれぞれの年齢相応の発達段階の特徴について理解しておく必要があります。

厚生労働省は、5年ごとに「児童養護施設等入所児童調査」を行っています。2018（平成30）年2月1日付の調査（2020〈令和2〉年1月に発表）では、「被虐待体験の有無と種類」にもふれていますが、児童養護施設では65.6%、児童自立支援施設では64.5%、児童心理治療施設では78.1%に被虐待経験があったという結果が出ています。施設を利用する子どもたちは、心理的に傷ついていたり、人との関係を築く上で困難を感じたりすることが多いのです。そのため、子どもたちが安全で安心であると感じられるような生活環境を整える必要性が高い状況にあります。

また、養育環境だけではなく、知的障害や注意欠陥多動性障害（AD/HD）、広汎性発達障害、身体虚弱、肢体不自由、そのほかの心身障害など、さまざまな障害のある子どもの入所も増えてきています。

こうしたことから、養護系の施設では、子どもを保護するだけではなく、ともに住まう存在として、おとなとの関係性の心地よさが感じられるような心理的ケアも含めた生活支援が必要とされています。

何気ない暮らしの営みのなかで、人的・物的環境をも含めた生活環境を整え、子ども一人ひとりが大切にされ、これまで十分に護られてこなかった子どもの権利を護り、こころの傷を癒し、子どもたちがいきいきと生活できるような保育士の働きかけが必要となるのです。これまで、大舎制が多くを占めてきた施設も、現在では、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係を築くことができるよう、生活単位を小さくする施設の小規模化が進められています（57ページと65ページの側注参照）。

最近の動向としては、施設を利用する子どもが抱える問題の複雑化・多様化をふまえて、直接、養育や支援にかかわる職員の配置基準の引き上げが30数年ぶりに実施されました。

1) 施設の概要

2歳未満の乳幼児を養育

乳児院は、児童福祉法第37条に「乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由によりとくに必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」と規定されており、2020（令和2）年現在、全国に144施設あり、在所児の数は2,812人です*。

対象となるのは、おおむね2歳未満（必要のある場合は幼児を含む）の乳幼児です。

入所理由としては、母親の精神障害（知的障害を含む）や、虐待が原因のケースが目立ちます。また、両親の未婚、養育拒否、父母の就労、破産などの経済的理由もあり、さまざまな家庭問題が原因となり入所しているケースも多く見られます。

乳児院は、養育環境の問題により利用する子どもが多いため、子どもにとつては家庭に代わる「生活の場」です。最近は、病虚弱児や障害のある子どもの入所や、上記のような保護者による子どもに対する不適切なかかわりが原因となり入所する子どももいるため、個別的な関係を重視した養育が行われています。

施設では、集団生活となりますが、少人数でのグループ保育や、担当者との個別保育を取り入れ、一人ひとりに対してきめ細やかな養育が行われています。そのほか、都道府県や市町村で取り組まれている「子育て支援事業」も実施されています。

*厚生労働省「令和2年社会福祉施設等調査の概況」2021による。

表2-10 乳児院における養護問題発生理由（その他を除いた主な理由）

母の精神疾患等	母の放任・怠惰	両親の未婚	養育拒否	母の就労
702人（23.2%）	474人（15.7%）	84人（2.8%）	162人（5.4%）	87人（2.9%）

表2-11 乳児院における被虐待経験の有無

入所児童総数	虐待経験あり	虐待経験なし	不明
3,023人（100%）	1,235人（40.9%）	1,751人（57.9%）	32人（1.1%）

注) 総数には不詳も含む。

資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果の概要（平成30年2月1日現在）」2020

各施設での実習～養護系～ 児童養護施設での実習

1) 施設の概要

安心して生活できる場の提供

児童養護施設は、児童福祉法第41条に「保護者のいない児童（乳児を除く。中略）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」と規定され、2020（令和2）年現在、全国に612施設あり、在所児の数は24,841人です*。

入所理由としては、「父母の死亡」のケースは少なく、「父母の放任・怠惰」「父母の虐待・酷使」「父母の精神障害」「入院」「破産等の経済的理由」が目立ちます。

児童養護施設では、不安定な生活環境や不適切な養育環境のもとで育つてきた子どもたちに対して、安心して生活できる場を提供することや、愛着関係を再形成しながら、他者との適切な人間関係を築くことができるようなかわりを心がけています。

*厚生労働省「令和2年社会福祉施設等調査の概況」2021による。

2) 職員の構成

施設では、施設長をはじめ、児童指導員や保育士、家庭支援専門相談員**、個別対応職員、事務員や栄養士、調理員など、さまざまな職種の職員が配置されています。また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で規定され

**ファミリーソーシャルワーカー（➡用語説明）

表2-13 児童養護施設における養護問題発生理由（その他を除いた主な理由）

母の放任・怠惰	母の精神疾患等	母の虐待・酷使	破産等の経済的理由	母の行方不明
4,045人 (15.0%)	4,001人 (14.8%)	3,538人 (13.1%)	1,318人 (4.9%)	701人 (2.6%)

表2-14 児童養護施設における被虐待経験の有無

入所児童総数	虐待経験あり	虐待経験なし	不明
27,026人 (100%)	17,716人 (65.6%)	8,123人 (30.1%)	1,069人 (4.0%)

注) 総数には不詳も含む。

資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果の概要（平成30年2月1日現在）」2020

10

各施設での実習～養護系～ 母子生活支援施設での実習

1) 施設の概要

母子ともに安心できる環境を提供

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条によれば、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」と規定されており、2020（令和2）年現在、全国に212施設あり、世帯人數は7,862人です*。

利用者の生活の背景には、経済的な理由や家庭機能の崩壊、そして夫からの暴力など、パートナーとの関係の問題などがあります。入所理由には、母親の未婚、心身に不安定さがある、障害がある、など育児へのサポートを必要とするケース、配偶者からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス。68ページのコラム⑪参照）による緊急避難的な入所のケースもあります（表2-17）。

*厚生労働省「令和2年社会福祉施設等調査の概況」2021による。

2) 職員の構成

母子生活支援施設には、母子ともに安全で安心できる生活環境を提供するため、世帯単位での居住スペースがあります。そこで、子どもの養育支援や母親の就労支援など、自立に向けた支援を行っています。職員は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設長、母子支援員、少年指導員が配置されています。ちなみに保育士は、母子支援員の資格要件の1つとなっています。なお、一定の条件を満たす施設に対しては、個別対応職員や臨床心理士に対して予算が計上され、配置されています。

表2-17 母子生活支援施設における入所理由別世帯数（上位3つ）

総数	配偶者からの暴力	住宅事情	経済的理由
3,216人（100%）	1,631人（50.7%）	529人（16.4%）	413人（12.8%）

注) 総数には不詳も含む。

資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果の概要（平成30年2月1日現在）」2020

5) 実習生に求められること

母子世帯を取り巻く環境を理解しよう

実習においては、母子世帯を取り巻く社会的状況（離婚、未婚、DVなど）、経済的な実態などについてきちんと把握した上で実習に臨むことが必要です。そして、施設利用にいたった生活背景を理解しながら、子どもに対する生活支援や母親への子育て支援、就労支援などの具体的な取り組み方を学びましょう。日中は母親が就労していることが多いため、実習では未就学・未就園児の保育、小学校下校後の学童とのかかわりが主となります。施設を利用する世帯数も少ないため、子ども一人ひとりと密接なかかわりとなります。そのため、DVや虐待に関する知識をもって臨みましょう。

コラム ⑩

この数をどう思いますか？－子どもの虐待の実態－

「子どもの虐待のことを聞いたことがありますか」と尋ねると、多くの人たちが「聞いたことがある」と答えると思います。では、どのくらいの子どもたちが虐待にあっているのでしょうか。右の図は、1990（平成2）年度からの児童相談所における児童虐待相談処理件数の推移です。2020（令和2）年度は、205,044件で1990年度の約180倍と優に100倍を越えています。現在児童相談所は、全国に229か所（2022年7月1日現在）ありますので、児童相談所1か所で年約895件、ほぼ毎日2.5件以上を処理していることになります。また、虐待で命を失った子どもたちの数は、2009年28人、2010年33人、2011年39人、2012年32人、2013年25人、2014年20人、2015年26人、2016年30人、2017年40人、2018年22人、2019年25人、2020年29人、2021年18人でした（「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」〈2022年3月〉警察庁生活安全局少年課より）。しかしながら、この数には、無理心中で命を失った子どもたちは入っていません。参考までに、その数は、警視庁の同じ調査から、2009年37人、2010年29人、2011年26人、2012年38人、2013年29人、2014年25人、2015年20人、2016年26人、2017年13人、2018年8人、2019年と2020年はともに21人、2021年は29人です。

では、「虐待だ」と児童相談所に通告された場合、どうなるのでしょうか。

その子どもたちは、児童相談所の一時保護施設（2022年7月1日現在、150か所）に入所し、後日家庭裁判所の審査などにより児童養護施設や乳児院などの児童福祉施設に入所します。しかしながら、児童福祉施設に入所するのは2020（令和2）年度では1.8%で、86.1%の子どもたちは面接指導となり家庭に戻ることになります。ということは、この子たちは、保育所や幼稚園・小学校などの学校に通うことになります。

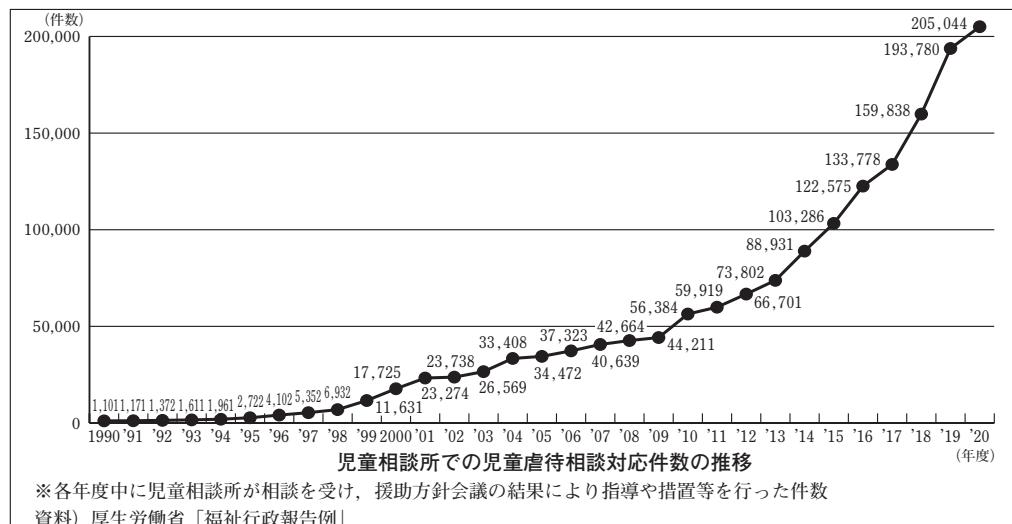
とくに近年は、配偶者からの暴力（DV）による入所が目立ってきています。DVは、子どもにも精神的なダメージを与えます。DVを見るとも、虐待を受けていることと同様、子どものこころに大きなダメージを与えるのです。このような、適切な養育環境や教育的な配慮を行う余裕すらなかった生活状況のなかで、母子ともに情緒的な不安定さが見られる場合もあります。

実習では、子どもたちの言動に戸惑うこともあるかもしれません。職員に積極的に質問することはもちろん、子どもたちのこころの動きに着目し、かかわり方を工夫しましょう。

最後に注意点としては、緊急一時保護されているケースや、暴力をふるう配偶者やパートナーから居場所を知られないよう逃れてきているケースもあります。実習中に知り得た母子に関する情報は決して口外してはいけません。

では、保育所や学校ではどのように対応しているのでしょうか。文部科学省は、特別支援教育で援助・指導をするべきだとしていますが、どのように援助・指導すべきかについてはほとんど言及されていません。そのため、保育・教育現場では特別な援助・指導がなされていません。年々そのような子どもの数が増えており、今後保育所や学校でどのように援助・指導していくのかが問題になると考えられます。

ところで、親子関係の基本は信頼関係です。しかも、乳幼児期は、信頼関係がもっとも強い時期ですし、親を通して信頼関係を築く大事な時期です。その信頼をしている親によって虐待を受けているのです。そのようなことを考えてみて、あなたは、この数をどう思いますか。





各施設での実習～養護系～ 児童自立支援施設での実習

1) 施設の概要

子どもたちの育ちの背景に目を向ける

児童自立支援施設は、児童福祉法第44条において「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等をする児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」と定められ、2020（令和2）年現在、全国に58施設あり、在所児の数は1,216人です*。

児童自立支援施設の児童は、児童相談所の措置による入所と、家庭裁判所の審判による送致（保護処分）とに分ることができます。

児童相談所からの措置としては、窃盗などの触法少年やぐ犯少年**の入所が多く見られます。また、児童養護施設などの施設からの措置変更による入所や、家庭裁判所の審判により犯罪少年が入所する場合もあります。特徴としては、非行行動が主たる理由としてあげられ、反社会的・非社会的行動が重複していることがあります。

多くの入所児童の家庭背景に目を向けると、ひとり親や両親の不仲、離婚・蒸発、貧困、アルコール依存、DV（68ページのコラム⑪参照）などが見られます。そのため、安定した家庭環境で育つことができず、適切なしつけを受けたり、安心できる生活が営まれるという経験が乏しいまま成長してきている子どもが多くいます（表2-19）。

また、最近は、発達障害（AD/HDやASD***）、知的障害、そして虐待など不適切なかかわりを経験した子どもも入所しています（表2-20）。こうした

*厚生労働省「令和2年社会福祉施設等調査の概況」2021による。

**家出をくり返す、深夜徘徊する、不道徳な人との交流、いかがわしい場所に入り出すなど、将来罪を犯し、刑罰法令に触れる行為を行う虞（おそれ）のある少年のことをさす。

***Part1の「3 特別な支援を必要とする子どもについて知る」も参照。

表2-19 児童自立支援施設における養護問題発生理由（その他を除いた主な理由）

母の放任・怠惰	父母の離婚	父の虐待・酷使	母の虐待・酷使	母の精神疾患等
72人（5.0%）	25人（1.7%）	86人（5.9%）	57人（3.9%）	42人（2.9%）

表2-20 児童自立支援施設における被虐待経験の有無

入所児童総数	虐待経験あり	虐待経験なし	不明
1,448人（100%）	934人（64.5%）	436人（30.1%）	72人（5.0%）

注) 総数には不詳も含む。

資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果の概要（平成30年2月1日現在）」2020

子どもの虐待とは、どのようなものなのでしょうか？－虐待の定義－

子どもの虐待とは、どのようなものなのでしょうか。

子どもの虐待は、2000（平成12）年に成立し、2004（平成16）年に改正（右表の「法律による定義」の下線が改訂部分）された児童虐待の防止等に関する法律の第2条に、右表のように定義されています。

ところが、最近、欧米では、これ以外に第5の定義が必要であるとされるようになってきました。その定義とは、「DV（ドメスティックバイオレンス：Domestic Violence）の目撃」です。DVとは、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、または、あった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多く、虐待では、「配偶者間において主に男性から女性に対して、身体的・言語的、性的攻撃、脅し、強制などを伴うパターン化された言動で行われる暴力」という意味で使用されます。なお、2001（平成13）年に制定され、2004（平成16）年に改正された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律では、右記の表の（5）のように定義され、DVを「配偶者からの暴力」としています。また厚生労働省の福祉行政報告例は、2017（平成29）年度より児童相談所が対応した「虐待の相談種別」の中に、「暴力の目撃等によるもの」を再掲としてあげています。2020（令和2）年度の児童虐待相談のうち、「暴力の目撃等によるもの」は71,006件で、全体の34.6%にあたります。

虐待は子どもへの人権侵害であり、親または親に代わって養育にたずさわるおとななどによる子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼす行為で、たとえば、

- ①生命に危険のある暴行や行為、
- ②あざや骨折が生じていなくても、子どもを殴ったり、蹴ったりすること、
- ③明らかに不適切な養育、
- ④言葉による脅かしなど（それにより、子どもに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けているような場合も含みます）

です。

そこで、児童虐待の防止等に関する法律第3条には、「なんびと何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定められているのです。



各施設での実習～養護系～ 児童相談所ならびに一時保護施設での実習

1) 施設の概要

児童相談所

児童相談所*は児童福祉法第12条**に基づき、個々の児童や家庭にもっとも効果的な処遇を行い、その権利を保護することを主な目的としています。児童福祉行政の機関として、都道府県および政令指定都市では、児童相談所を設置することが義務づけられています(2022(令和4)年7月1日現在、229か所)***。児童福祉のあらゆる問題の相談に応じ、必要な調査や心理判定などを行い、その結果、家庭への指導や施設入所を決定する行政的権限をもっています。

児童相談所の機能は、大きく分けて「相談」「判定」「指導」「措置」「一時保護」の5つがあります。

一時保護施設（一時保護所）

一時保護とは、児童相談所に設けられた、必要に応じて児童を家庭から離して一時的に保護する機能のことです。2022(令和4)年7月1日現在、全国に150か所あります。一時保護が行われる状況は、①保護者の家出などによる保護者の不在や放任・虐待、②処遇方針を決めるための行動観察や生活指導が必要な場合、③短期間の心理療法や生活指導が必要であると判定された場合、④さまざまな原因で施設入所ができるまで待機する場合、などです。一時保護施設で保護した児童は、永続的に入所できるものではありません。保護する期間は、虐待以外は1ヵ月以内、虐待の場合は2ヵ月までと法律で定められています。ただし、児童相談所長や都道府県知事が必要だと認めた場合には、延長されることがあります。

一時保護施設の定員の平均は22.12人(2020(令和2)年10月現在)で、居室の平均は約9室(同)です。全体の45%の保護施設に個室ではなく(同)、数人で使用する場合がほとんどです****。援助方針を決定するための行動観察も一時保護の目的の1つですから、児童養護施設対象児、情緒障害児短期治療施設(児童心理治療施設)対象児、児童自立支援施設対象児、知的障害児施設対象児など、さまざまな状態の子どもたちが生活をともにしています。そのため、ストレスが高まり、トラブルが発生しやすい状態の保護施設も少なくありません。

*児童相談所だけではなく、「子ども相談センター」「こども・女性・障害者支援センター」など、名称が多岐にわたる。また、「分室」もある。

**児童福祉法第12条の概要是以下の通り。「都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

2 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く)並びに同項第2号(イを除く)及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。3略

4 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第2項に規定する業務(前条第1項第2号ホに掲げる業務を除く)を行うことができる。5 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という)の長(以下「福祉事務所長」という)に必要な調査を委嘱することができる。」(以下略)

****厚生労働省ホームページ「児童相談所一覧(令和4年7月1日)」

1) 施設の概要

生活・治療・教育をともに行う児童心理治療施設

児童心理治療施設は、児童福祉法第43条の2に規定^{*}があり、施設全体が生活の場、治療の場であり、生活支援を基盤として心理治療を行う施設です。以前は「情緒障害児短期治療施設」という名称でしたが、支援の実態などから名称を変更した方がよいとの考え方から「情緒障害児短期治療施設運営指針」において、当面は「児童心理治療施設」の名称を用いるとされてきました。その後、児童福祉法改正（2017〈平成29〉年4月施行）により、正式に「児童心理治療施設」と名称が変更されました。

この施設は、家庭や学校などにおいて対人関係のもつれや歪みなどの心理的・情緒的な原因により心が不安定になっている子どもたちが多く利用しています。たとえば①学校生活になじめず孤立しやすい、②家庭に引きこもりがちである、③おこりっぽく感情のコントロールがむずかしい、落ち着きがない、④不安が強い、⑤夜尿、頻尿、どもり、緘黙、チックなどの癖、などがあげられます。このようなことからなかなか集団生活になじめず、心理的ストレスから社会への適応がさらに困難になることもあります。また、表2-23に示したように、虐待を受けるなど幼少期から不適切な養育環境で育ち、その影響によって反応性愛着障害や二次的な障害として発達障害のような行動を示す子どもが増えています。

原則的に18歳以下が対象となります。特別な理由により措置を延長した18歳以上20歳未満の入所者もいます。集団生活への適応のむずかしさが顕在化してくる3歳児以上の入所が多く、平均利用期間は、2.2年となっています。表

*「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通させて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする」

表2-23 児童心理治療施設における入所児の家庭状況（上位4つ）

総数	母の虐待・酷使	父の虐待・酷使	母の放任・怠惰	母の精神疾患等
1,367人(100%)	228人(16.7%)	147人(10.8%)	112人(8.2%)	94人(6.9%)

表2-24 児童心理治療施設における委託期間または在所期間（上位4つ）

総数	1年以上 2年未満	1年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満
1,367人(100%)	406人(29.7%)	393人(28.7%)	220人(16.1%)	141人(10.3%)

注) 総数には不詳も含む。

資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果の概要（平成30年2月1日現在）」2020

2-24に委託あるいは在所期間を示します。2020（令和2）年現在、全国に51施設あり、在所児数は1,452人となっています*。利用する必要の有無については、児童相談所で判定を受け、入所か通所の措置が決まります。

*厚生労働省「令和2年社会福祉施設等調査の概況」2021による。

2) 職員の構成

職員は、医師（精神科または小児科の専門医）、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員**、栄養士および調理員（委託業者に依頼している場合には不在）が配置されています。そのほか、施設長、事務職員、教師などが、必要に応じて勤務しています。心理療法を担当する職員は子ども10人につき1人以上、児童指導員および保育士は子ども4.5人につき1人以上と、それぞれ配置が規定されています。

**ファミリーソーシャルワーカー（➡用語説明）

3) デイリープログラム

施設では、生活指導、心理治療、学校教育の3部門に分かれて業務が行われます。また、家族との治療協力を図り、子どもを取り巻く地域の関係機関と連携して、子どもと家族を援助します。地域の学校に登校できる子どもは通学しますが、通学が困難な子どもには、施設内で学習指導が行われます。表2-25に児童心理治療施設（入所）のデイリープログラムの例を示します。

4) 保育士の仕事と役割

保育士は、主に子どもの生活支援を担当します。近年、保護者による育児放

表2-25 児童心理治療施設（入所）のデイリープログラムの例

時間	1日の流れ	実習生の活動
7:00	起床、洗顔・歯磨き	起床を促す、着替え・洗面援助
7:30	朝食	配膳・朝食援助
8:00	登校または学習準備	環境整備
8:30	午前中の学習	学習支援
12:00	昼食・自由時間	昼食援助
13:30	午後の学習	学習支援
15:00	下校・おやつ	迎え入れ、おやつの準備
16:00	学習・そのほかの活動（掃除など）	子どもとともに過ごす
17:00	自由時間	
17:30	夕食準備・夕食	夕食援助
19:00	入浴・自由時間	入浴援助（低年齢児）
21:00	就寝（小学生以下）・学習	就寝援助、学習支援
22:00	就寝	見まわり

1) 施設の概要

一人ひとりの障害に対応した療育と支援

福祉型障害児入所施設は、児童福祉法第42条により「1 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与」と規定されています。

対象となる子どもは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）とされています。福祉型障害児入所施設数は254施設、在所児数は6,476人（2020〈令和2〉年現在）です*。

福祉型障害児入所施設は、おおむね3歳から18歳未満の知的障害児・盲児・ろうあ児・肢体不自由児・自閉症児を対象とした施設です**。入所にあたっては、居住地の市町村に申請し、医師の診断のもと児童相談所を通して判断され、その上で障害の程度に応じて入所が認められます。

入所のケースとしては、数日の滞在となる短期入所（ショートステイ）から、そこでの生活が主となる長期入所（ロングステイ）など、療育（➡用語説明）の目的によってさまざまです。

療育の目的は、利用児・者一人ひとりの障害に対応した療育と、発達支援の提供が主となります。近年は、学齢期の発達障害児の利用や相談が増加する傾向にあるため、その療育の幅も広がっています。また、最近の研究では、早期発見、早期療育を行うことにより、障害の軽減や社会適応能力の向上が期待できることもわかつてきました。このような背景も、利用児・者の増加の一因と考えられます。

また、入所の理由としては、家庭での養育が困難なケースが増えていること、障害が重いほど自力での生活が困難であり、社会で自立できる受け皿や居場所が周囲にないこと、家庭内虐待などがあげられます。現在、入所者の約半数が18歳以上であるという実態からも、子どもを支える家族に対する支援、また障害者に対する社会の理解を得るために地域支援などが課題としてあげられます。

*厚生労働省「令和2年社会福祉施設等調査の概況」2021による。

**障害児の入所施設は、3歳から18歳未満の児童を対象とした施設であるが、各々の事情により、例外的に18歳以上の成人を受け入れている施設も多い。18歳以上の利用者が含まれる場合には、児童福祉法の規定だけではなく、障害者総合支援法の規定にしたがった環境を整えることが必要となっている。



各施設での実習～障害系～ 医療型障害児入所施設での実習

1) 施設の概要

医療型障害児入所施設は、児童福祉法第42条により「2 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療」と規定されています。

対象となる子どもは、前節「14 各施設での実習～障害系～ 福祉型障害児入所施設での実習」の対象児と同様、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）ですが、条文にも見られるように、療育（➡用語説明）のみではなく、治療が必要なケースがその対象となります。対象となる子どもは、治療が必要な肢体不自由児、重症心身障害児、自閉症児となります。

医療型障害児入所施設数は220施設、在所児数は7,883人（2020〈令和2〉年現在）です*。

2) 職員の構成

職員の構成は、医療法において規定されている病院に必要とされている従業者のほか、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者**をそれぞれ1人以上配置することが共通しており、利用する子どもの障害に応じて次のような規定があります。

児童指導員および保育士については、上記の基準に加え、自閉症児を主に対象とした施設では子ども6.7人につき1人以上、肢体不自由児を対象とした施設では乳幼児10人につき1人以上、少年20人につき1人以上の配置が定められています。

また、理学療法士（PT）、作業療法士（OT ➡用語説明）については、肢体不自由児を主に対象とした施設では1人以上、重症心身障害児を主に対象とした施設では1人以上の配置、といった基準があります。

職業指導を行う場合に限り、職業指導員を、肢体不自由児を主に対象とした施設へ、適宜、配置することとなっています。

*厚生労働省「令和2年社会福祉施設等調査の概況」2021による。

**79ページの側注参照



各施設での実習～障害系～ 児童発達支援センター(福祉型・医療型)での実習

1) 施設の概要

児童発達支援センターは、障害児の通所施設をさします。対象となる利用児・者は、知的障害児、難聴児、肢体不自由児（医療型）、重症心身障害児（者）となります。

利用児・者は、知的発達に障害のある、おむね2歳から就学前の幼児が中心ですが、施設によっては0歳から受け入れている園もありますし、症状によっては18歳までの児童を受け入れている場合もあります。なお近年では、利用者の高齢化が指摘されています。とくに重症心身障害児（者）施設については、カテゴリーとしては児童福祉施設に属するものの、18歳以上の利用者が多く、そのほとんどが成人というのが現状です。

児童発達支援センターを利用する子どもたちは保護者の養育のもとにあり、自宅から施設へ通園しています。子どもの症状やニーズによって、利用頻度は、毎日、あるいは週に1日から数日というケースもあり、さまざまです。週に1日から数日の子どもたちは、多くの場合、幼稚園や保育所などに通っており、それぞれの場で健常児とともに集団生活も経験しつつ、専門的な療育（[→用語説明](#)）を受けるために施設に通園しています。

福祉型児童発達支援センター

福祉型児童発達支援センターは、児童福祉法の児童発達支援に位置づけられ、第43条に「1 福祉型児童発達支援センター　日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練」と規定されています。

福祉型児童発達支援センター数は642施設、在所児数は37,730人（令和2年現在）となっています*。

医療型児童発達支援センター

医療型児童発達支援センターは、児童福祉法の児童発達支援に位置づけられ、第43条に「2 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療」と規定されています。

医療型児童発達支援センターは、全国に95施設、在所児数は1,951人（令和2年現在）となっています**。

*厚生労働省「令和2年社会福祉施設等調査の概況」2021による。

**同上。

コラム ⑯

子どもの虐待、その後は？－虐待と児童相談所・児童福祉施設、そして、どこへ－

子どもの虐待には、児童相談所が深くかかわっています。虐待の疑いがある場合には児童相談所などに通告する義務があり、児童相談所は通告を受けると各事例を調査し、事例ごとにさまざまな対応をします。この対応には、「家庭への指導」と「施設入所」とがあります。児童相談所は、虐待により子どもが保護者のもとで養育されることが困難だと判断すると、児童福祉施設入所の措置をとり、子どもに生活の場を提供します。児童福祉施設の保育士や児童指導員などは、日常の生活場面でのきめ細やかな配慮により、子どものこころの傷を癒し、成長を援助します。また、児童養護施設のなかには、虐待を受けてきた子どもたちに心理的な治療を行う心理療法士が配置されている施設もあります。

児童養護施設や乳児院などは、保護者のいない子どもを預かる施設というイメージがあるかもしれません。最近では保護者のいる子どもの入所が多くなっています。これは、近年、虐待など家庭環境等の理由から社会的支援が必要な子どもが増えていることを示しています。そのなかでも、虐待を受けている子どもの入所率は、2018（平成30）年2月1日現在の調査では、養護施設児の65.6%（前回59.5%）、心理治療施設児の78.1%（前回71.2%）、自立施設児の64.5%（前回58.5%）、乳児院児の40.9%（前回35.5%）と、前回2013（平成25）年2月1日現在の調査より、ほぼすべての施設において増えており、乳児院を除いた各児童福祉施設では50%を超えています（厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」より）。

保護者から虐待を受けた子どもは、身体的な傷だけでなく、こころにも深い傷を負っています。ですから施設は、入所してきた子どもに対し、安心して生活できる場、守られているという実感をもてる場を提供することが必要です。虐待を受けた子どもは、ときに問題行動を起こすことがあります。できる限り受容的にかかわることが必要です。

なお、保護者からの同意が得られず、家庭裁判所の承認を得て児童福祉施設に入所した子どもに対する施設長の監護権^{*}は、保護者の監護権に勝ることになります。保護者からの強引な引き取りには、児童相談所に相談するとともに、警察の援助を得るなどして断固とした態度で臨むことが必要です。

ところで、保育実習は、保育所ばかりではなく、児童福祉施設でも行われますので、虐待についての深い知識が必要となります。もちろん、施設職員の注意をよく聞いて実習することは言うまでもありませんが、それほど不安に思うことはありません。というのも、虐待を受けている子どもたちも、そのほかの子どもたちと同じ子どもだからです。

最後に、虐待を受けた子どもは、児童福祉施設に入所したら終わりでしょうか。そうではありません。虐待を受けた子どもにとって児童福祉施設は生活の場であり、普段は近隣の幼稚園や学校などへ通園・通学をしています。ですから私たちは、いつでも虐待を受けた子どもたちに会う機会があるという認識のもとで、保育や教育にあたるべきなのです。

*監護権：保護者が子どもを観察・保護する権利、親権における本質的要素のこと。

増えています。障害者支援施設と障害福祉サービスは事業としては別事業となるため、日中の支援と朝夕・休日などの生活の支援では担当者が異なることもあります、担当者の連携も大切な業務の一つです。2020（令和2）年現在、障害者

表2-34 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系（介護給付）

①居宅介護（ホームヘルプ） 者・児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018（平成30）年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。
③同行援護 者・児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
④行動援護 者・児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援 者・児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
⑥短期入所（ショートステイ） 者・児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援） 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※表中の「①」は「障害者」、「②」は「障害児」であり、それぞれが利用できるサービスです。

出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について 障害者総合支援法 地域社会における共生の実現に向けて 2018年4月版」

表2-35 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系（訓練等給付）

①自立訓練 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
②就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
④就労定着支援 者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
⑤自立生活援助 者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
⑥共同生活援助（グループホーム） 者	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

※表中の「①」は「障害者」、「②」は「障害児」であり、それぞれが利用できるサービスです。

出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について 障害者総合支援法 地域社会における共生の実現に向けて 2018年4月版」

*厚生労働省「令和2年
社会福祉施設等調査の概
況」2021による。

支援施設は5,556施設あり、利用者数は15万1,215人となっています*。

指定障害福祉サービス事業所

指定障害福祉サービス事業所とは、障害者総合支援法により定められた「障害福祉サービス」を行う事業者をさします。同法第5条には、「障害者福祉サービス」とは、「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助」と示されています（主な内容については表2-34、2-35を参照）。保育実習では、これらのサービスのうち「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」を行う事業者が対象となっています。

「生活介護」では、主に昼間に、入浴、排泄・食事などの身体介助や家事援助などが行われています。「自立訓練」には、機能訓練と生活訓練があります。機能訓練では、理学療法や作業療法などの必要なりハビリテーションが行われ、生活訓練では自立した日常生活を営むために必要な訓練が行われます。「就労移行支援」は、就労するために必要な訓練のほか、資格取得などの支援も行われています。「就労継続支援」には雇用契約を結ぶA型と非雇用のB型があり、仕事内容も多岐にわたります。工場部品の加工、刺繡などの手工業、パソコン入力、農作業、カフェやレストランの調理やホールスタッフなど、事業所によって異なります。なお、「就労移行支援」と「就労継続支援」の違いは、対象者のニーズに基づきその目的や対象、雇用契約、賃金の有無などにあります。

先に見た障害者支援施設が運営しているケースもあれば、単独で設置している場合もあります。利用者は、日中、自宅または障害者入所施設から通いで施設に出かけて活動を行っています。こうした施設は「○○作業所」といった名称で運営されていることもあります。これらの支援は、利用者それぞれの具体的な障害の特徴や障害支援区分、年齢、経験を考慮し、個別支援計画をもとに、利用者のニーズや状態に応じて組み合わされ、提供されます。

2020（令和2）年現在、「生活介護」事業を行っている事業所は8,637施設、利用者実数は25万1,072人です。「自立訓練」事業については、機能訓練が406施設で利用者実数は977人、生活訓練が1,440施設で利用者実数は1万757人です。「就労移行支援」は3,301施設で4万288人、「就労継続支援」のうちA型は3,929施設、8万9,351人、B型は1万3,355施設、35万9,732人となっています。

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下、「のぞみの園」）は、厚生労働省の管轄下にある独立行政法人であり、「独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」によって、その運営規準が定められています。その第

3条には、「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする」と、その目的が示されています。

事業内容に関して、ほかの知的障害者施設と大きく異なる点は、①知的障害者の自立と社会参加に関する調査研究部門、②知的障害者施設に従事する職員の養成および研修部門、③障害者支援施設運営に対する指導および助言、を障害者支援とともに行っている点にあります。

のぞみの園は、群馬県にある施設です。その業務は多岐にわたりますが、規模も大きく、広大な敷地内でさまざまな作業施設や事業が運営されています。利用者は、居住支援260人（施設入所、共同生活援助〈グループホーム〉）、日中活動330人（生活介護、自立訓練〈生活訓練〉、就労継続支援B型）、地域支援15人（短期入所、相談支援、地域生活支援事業〈日中一時支援〉）、発達障害児支援40人（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）（2022年1月現在）となっています*。

のぞみの園は知的障害者が生活する施設ではありますが、「知的障害者支援施設」には属していません。ただし、利用者に対するケアに関しては、一般的な知的障害者施設と共通する点が多く、実習の際に配慮する事柄も同様のため、本書では、主に知的障害者施設を説明している本節にてまとめて紹介することとしました。

* 「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園」ホームページ（事業内容）より。
<https://www.nozomi.go.jp/facility/index.html>

2) 職員の構成

提供できるサービスの内容や事業所としての認定条件などにより、それぞれ配置すべき人員が異なります。主に配置が求められている職域としては、医師、看護職員、生活支援員、サービス管理責任者（サビ管**）、栄養士、調理員のほか、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST →用語説明）、心理担当職員（臨床心理士）などがあります。

** 社会福祉施設等で活躍する職種。主に、サービス全体の管理や、利用者本人の希望や家族のニーズなどをもとに、支援内容や援助方針などを「個別支援計画」にまとめることなどが職務である。

なお、保育士は職員の設置基準には含まれていませんが、保育士の資格をもつ職員は多く、保育士の専門性は現場で必要とされているといえるでしょう。

勤務形態は、入所施設では早番、遅番、日勤、夜勤、宿直などのシフト制が用いられています。また、曜日によっても出勤体制が異なります。通所施設では、日曜日、祝日は休園日のところが多く、土曜日の運営は月2回程度です。職員の勤務時間も9時から17時までとなっています。

3) デイリープログラム

施設では、利用者の生活や自立に向けた職業訓練が計画されています。また、

1) 児童館の概要

地域の子どもに健全な遊び等を提供し、健康と情操を育む

児童館活動は、19世紀後半にイギリスのデニソンやアーノルド・トインビー等によって開始されたセツルメント運動^{*}を源流とした活動で、20世紀になり日本に伝わり各地で展開されました。戦後、児童福祉法が制定されると、児童福祉法の理念である「健全育成」を実現する施設として確立しました。

^{*}119ページの側注参照。

しかしながら、社会福祉基礎構造改革、さらに少子化や児童虐待の増加など、福祉や子どもを取り巻く問題の変化などとともに、児童館も大きく変化せざるをえなくなりました。

そのような中、児童館の質の向上と標準化のために2011（平成23）年3月31日「児童館ガイドライン」が制定され、2016（平成28）年と2018（平成30）年に改正されました。この「児童館ガイドライン（以降、ガイドラインと記す）」に添って児童館について考えてみましょう。

ガイドラインによると、児童館の理念は「児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。」

表3－2 児童厚生施設数と従事者数

施設種類	施設数	従事者数（人）
児童館	4,398	18,756
(1) 小型児童館	2,533	9,669
(2) 児童センター	1,733	8,377
(3) 大型児童館	19	360
大型児童館A型	15	312
大型児童館B型	4	48
(4) その他の児童館	113	350
児童遊園	2,173	—

注) 従事者数は、常勤換算数

資料：厚生労働省「令和2年社会福祉施設等調査の概況」2021

「児童厚生施設」には、児童館のほかに児童遊園も含まれます。ここでは、児童遊園について解説します。

1) 児童遊園とは

児童遊園は、都市公園法に基づく街区公園^{*}と補完的な役割をする公園で、主に幼児および小学校低学年児童を対象として、安全かつ健全な遊び場所を提供することを目的としています。標準的には面積が330m²以上で、遊具、広場、ベンチ、便所、飲料水設備、ごみ入れ、棚、照明設備等が設けられています。設置場所としては、繁華街、小住宅集合地域、小工場集合地域、交通頻繁地域などに優先的に設置されています。2020（令和2）年度現在の設置数は、全国2,173か所で、原則的には実習対象にはなりません。なお、児童遊園には、母親クラブ等の地域組織活動を育成助長する拠点としての機能もあります。

^{*}1993（平成5）年6月の都市公園法施行令の一部改正により、従来の「児童公園」という名称が利用者を限定していることからその名を廃止し、制度上「街区公園」に包括された。

2) 児童遊園での実習のポイント

児童遊園のなかには“冒険あそび場”などの名称で多彩な活動を展開し、プレイリーダー、児童指導員が常駐しているところもあります。こうした、児童遊園で実習を行う場合があります。

この児童遊園では、多彩で魅力的な事業の円滑な推進を図るため、子どもたちの健全育成を支援することが実習の目的となります。

実習内容としては、

- ・児童遊園を訪れる子どもたちが、安全かつ自主的に遊べるよう、見守り、支援をする。
- ・得意分野をいかし、子どもたちのための遊びの企画を行い、実行する。
- ・主催・協力事業の実施を支援する。
- ・その他、遊び環境の整備などを行う。

などとなります。具体的には、表3-10に示すような活動があります。

遊び環境の整備としては、来場者への安全対策、危機管理、遊具や備品の点検と修繕などについて、職員がどのような配慮を行っているか、しっかり学んできましょう。

児童家庭支援センターとは

●児童家庭支援センター創設の経緯

現在、子どもや家庭をめぐる問題は複雑多様化しており、その早期発見や早期対応など、子どもと家庭に対するきめ細かな支援が重要になっています。このような背景から、1998（平成10）年より、児童福祉施設の一つとして児童家庭支援センターが創設されました。

本施設は「児童家庭支援センター設置運営要綱」により運営され、地域における子どもや家庭の援助や支援を担う中核的な施設の一つとして位置づけられています。

厚生労働省の統計では、2001（平成13）年の29か所が、2020（令和2）年10月1日現在、全国で144か所（市区町村立4、社会福祉法人立133、その他7）に増えましたが、当初の設置目標340か所（2019年度末まで）には至っていません。当初は児童養護施設等への附置が設置要件でしたが、2009（平成21）年に条件が撤廃され、現在は児童館に併設する施設もあります。

●児童家庭支援センターの役割

児童家庭支援センターは、子ども、家庭、地域住民、その他の子どもにかかる相談に応じて、必要な助言や指導、援助を行います。児童相談所、児童福祉施設、教育委員会・学校などの専門機関と協力して、専門的援助が必要な子どもや家庭との連携を図ることなどを役割としています。これらに加えて、近年は次のような事業も実施しています。

①退所児童等アフターケア事業

本事業には、「退所児童等アフターケア事業」と「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業」があります。いずれも施設を退所した人たちへのケアとして、里親やファミリーホーム、自立援助ホームと連携を図って支援体制を確保するなど、生活、就業の相談に応じます。また、子どもたちが相互に意見交換や情報交換を行うことができる場の提供なども行っています。ソーシャルワーカーや心理療法士（**→用語説明**）などとの連携を図るとともに、地域の福祉施設やサポーターなどとも協力して、手厚い支援を行っています。

②指導委託促進事業

現在、児童相談所における児童虐待相談対応件数、ならびに都道府県や児童相談所が行うこととされている要保護児童（児童福祉法に規定される発見と通告の義務を課している養護児童、被虐待児童、非行児童、障害児童などの児童のこと）や、その保護者に対する指導などの業務は増加の一途をたどっています。本事業はそれらに対応して、専門性のある民間団体を積極的に活用することで、児童虐待の発生予防の充実を図るとともに児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行うための体制強化を図ることを目的としています。

このように、児童相談所の一部機能を肩代わりするばかりか、児童相談所の「一時保護」のような性質をもつ「ショートステイ」の利用相談も受け付けています。児童相談所では対応しきれない要支援の相談に対応するなど、児童家庭支援センターの役割は増しています。

14:00 ○降園する。

- ・お迎えの保護者へあいさつし、子どもを見送る。
- ・バスに乗車させ見送る。
- (降園指導の終了を報告し、保育室や周辺の環境を整備する。)

6 評価 友だちと協力したり工夫したりして活動を楽しむことができたか。

コラム ②

「障害者総合支援法」とは

障害者総合支援法（以下、総合支援法）は障害のある人への支援を定めた法律で、正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。従来施行されていた障害者自立支援法の内容や問題点を考慮し、障害者自立支援法を改正する形で2013（平成25）年4月に施行されました。

総合支援法第1条の2で述べられる基本理念は、障害者基本法をふまえ、以下を明確にしています。

- ・障害の有無にかかわらず、全ての国民が基本的人権を持つ個人として尊厳を尊重され、共に生きる社会を実現すること
- ・そのために、障害のある人が地域社会で日常生活や社会生活を営むための支援を受けることができる
- ・妨げとなる物事や制度、観念などあらゆるものとの除去に努めること

第4条は、以下の人のを「障害者」として定義しています。

- ・身体障害者（身体障害者福祉法第4条で規定）のうち18歳以上の人
- ・知的障害者（知的障害者福祉法でいう）のうち18歳以上の人
- ・精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定）のうち18歳以上の人（発達障害のある人を含む）
- ・難病（治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾患で、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度）のある18歳以上の人

総合支援法は、さまざまな福祉サービスを障害や難病のある人個々のニーズに応じて組み合わせて利用できる仕組みを定めています。具体的には、障害や難病のある人に対して80項目に及ぶきめ細かな調査を行い、その人に必要なサービスの度合いである「障害支援区分」を認定し、障害支援区分に応じたサービスが利用できるようになっています。障害者総合支援法の施行後も問題点を解消するため、3年をめどに障害福祉サービスのあり方を見直すこととされ、2018（平成30）年と2021（令和3）年に法律の一部が改正されています。この改正では、障害のある児童・高齢者への対応や感染症対策の強化などが盛り込まれました。

【参考文献】

厚生労働省ホームページ（最終閲覧日：2019年11月5日）

「LITALICO仕事ナビ」<https://snabi.jp/article/113>（最終閲覧日：2019年11月5日）

コラム ②

「児童福祉法」の改正

児童福祉法（以下、「児福法」）の一部が2016（平成28）年と2021（令和3）年に改正されました。子どものさまざまな問題点を解決するため、児福法はほぼ毎年改訂されています。2018（平成30）年に起きた東京・目黒区で5歳の女児が虐待を受けて死亡した事件、2019（令和元）年に起きた千葉県野田市で小学4年生の女児が虐待を受けて死亡した事件と、児童相談所の判断ミスや関係機関の連携不足から救えたはずの尊い命が失われる事件を受け、児童虐待防止策を強化することが目的で、同年に改正児福法が可決・成立。一部を除き、2020（令和2）年4月から施行されています。改正のポイントと概要は、以下の通りです。

改正のポイント	改正の概要
○被害者である子どもたちの権利を守ること	○親権者や里親らは児童のしつけに際し、体罰を加えてはならない。民法の懲戒権の在り方は、施行後2年をめどに検討する。 ○児童相談所（児相）で一時保護など「介入」対応をする職員と、保護者支援をする職員を分けて、介入機能を強化する。
○児童相談所の体制を強化すること	○弁護士が常時、児相に指導・助言できるような体制を整備する。また、児相に医師と保健師を配置する。 ○学校、教育委員会、児童福祉施設の職員に守秘義務を課す。
○関係機関との連携を強化すること	○配偶者暴力相談支援センター等、ドメスティックバイオレンス（D V）対応機関と児相との連携を強化する。 ○都道府県などは虐待した保護者に対して医学的・心理学的指導を行うよう努める。 ○人口や社会的条件について政令で定めた基準を参考に、都道府県が児相の管轄区域を決めた上で配置を推進する。 ○児相の児童福祉司に過剰な負担がかからないよう人口や対応件数を考慮し体制を強化する。 ○転居しても切れ目ない支援をするため、転居先の児相や関係機関と速やかに情報を共有する。

【参考文献】

- ・「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）」厚生労働省子ども家庭局長（2019年4月1日）
- ・読売新聞／朝日新聞／毎日新聞／産経新聞／東京新聞／共同通信（各2019年6月19日）

コラム ②

義務教育ってなんだろう

義務教育とは、「すべての子どもが満6歳になったら、小学校へ行かなければならぬ」ということです。もし、行かなければ、保護者が罰せられます。もちろん病気などで行けない場合もあります。その場合は「就学猶予」となります。

一方で、幼稚園や保育所に行くことについての法的義務はありません。現在、幼稚園には92万3,000人（2022〈令和4年〉年度学校基本調査速報、2022年5月1日現在）、保育所等（保育所、幼保連携型認定こども園、特定地域型保育事業）を利用する3歳児以上は162万8,974人（保育所等関連状況取りまとめ（令和4年4月1日）、2022年4月1日時点）の計255万1,974人の子どもたちが在園しています。つまり3～5歳児（約283.1万人：2021年10月1日現在の人口）の約9割が幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園に通っていることになります。しかし、残りの約1割（約27.9万人）の子どもたちは少なくとも、幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園には通っていない、在宅保育ということになります。

ということは、小学校には、さまざまな環境で育った児童が集うことになります。そこには、集団生活に慣れた児童も、慣れていない児童もいますし、また、自分の名前が漢字で書ける児童もいれば、ひらがなで書くのもおぼつかない児童もいます。さらに、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園では「あそび」が中心で、小学校では「学習－勉強」が中心で、そのため以下の中の表のようなさまざまな違いがあります。

こうした視点からもう一度、小学校を見てみることも必要ではないでしょうか。

表 幼児教育と小学校教育の違い

	幼児教育	小学校教育
	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の教育…いかなくてもよい 幼稚園・保育所・認定こども園・家庭など 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育…いかなければならぬ
学びについて	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びや生活を通して5領域を総合的に学ぶ。 ・子ども一人ひとりの興味関心に基づいた遊びが展開される。 ・直接的・具体的な体験を通して学ぶ。 ・席についての活動がほとんどない。 ・遊びが学びである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科・道徳・特別活動などの教育課程を決められた時数で系統的に学ぶ。 ・一斉指導が多く、指導内容が決まっている ・概念的な学び・間接的体験が増える。 ・席についての学習が多い。 ・学習規律がしつけられる。
生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・生活時間としての大まかなリズムがあるのみ。（例）登園→朝の活動→昼食→昼の活動→降園 ・登園や降園は保護者の送り迎えがある。（担任と毎日顔をあわす） ・いつでもトイレに行ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に45分の授業に区切られ、時間割にそって生活する。 ・自由に遊ぶ時間が少ない。 ・みんなで協力して活動することが増える。（係の仕事・そうじ・給食当番など） ・子どもだけで登下校をする。（保護者と連絡をしあうために工夫が必要…連絡帳や電話・家庭訪問など） ・休み時間にトイレに行くようにする。

出典：徳安敦・阪上節子編著『生活事例からはじめる 一保育内容・人間関係』青踏社、2018より

コラム ③

待機児童は本当に減っている？

厚生労働省は2022（令和4）年8月30日、「保育所等関連状況とりまとめ（令和4年4月1日）」を公表しました。

〈保育所等関連状況取りまとめのポイント（令和4年4月1日）〉 厚生労働省ホームページ

- 保育所等利用定員は304万人（前年比2万7千人の増加）
- 保育所等を利用する児童の数は273万人（前年比1万2千人の減少）
- 待機児童数は2,944人で前年比2,690人の減少
 - ・待機児童のいる市区町村は、前年から60減少して252市区町村
 - ・待機児童が100人以上の市区町村は、前年から1減少して3市
 - ・待機児童が100人以上増加した自治体はなし
 - ・待機児童が100人以上減少したのは、西宮市（130人減）、筑紫野市（106人減）の2市

これを受け、新聞各紙では「待機児童は1994年の調査開始以降、過去最低」と報じました。しかし、待機児童の定義や集約のあり方が何度も変更されているため、単純に比較はできません。

政府は2020（令和2）年末までに待機児童ゼロを目指してきましたが、①保育・幼児教育の無償化（2019（令和元）年10月実施）の実施で保育のニーズがさらに高まる ②特定の施設だけを希望する（きょうだいと同じ保育所に通わせたい等）③保護者が求職活動を休止 ④東京都の認証保育所など自治体が補助する保育サービスを利用などの理由で、待機児童数から除かれている、いわば「隠れ待機児童」（潜在的な待機児童）は5万～7万人という調査もあります。さらに、企業主導型保育事業（企業立保育所等）は、助成金の不正受給等、さまざまな問題などから整備が進まないことが予想されます。

これらなどから、待機児童は過去最低になったとはいえないのが現状です。

【参考文献】

厚生労働省ホームページ